

令和元年 10月 1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・保育料（利用料）】

○ **幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。**

- 無償化の期間は、満3歳になって初めての4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- 無償化に伴う新たな手続きは必要ありません。

○ **給食費（主食費・副食費）についても無償化となります。**

（注）主食費…ご飯代 副食費…おかず代

- 幼稚園については給食費をお支払いしていただいていたが、無料となります。
保育園については10月より主食を提供しますので、持参する必要はありません。
こども園については主食費をお支払いしていただいていたが、無料となります。
- 無償化に伴う新たな手続きは必要ありません。

○ **0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**

- さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注)通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(保育園の利用と同等の要件)があります。

- 幼稚園の利用に加え、**1日450円×利用日数(月額11,300円まで)**を上限に預かり保育の利用料が無償化されます。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(保育所の利用と同等の要件)があります。

- 保育園、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
- **3歳から5歳までの子供たちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額42,000円までの**利用料が無償化されます。
- ご利用後、別途町へ請求が必要となります。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

問い合わせ先:子育て推進課 子育て推進班

TEL:0866-54-1328